

参考資料

分析調査を行う者が遵守すべき法令	158
アスベストアナライザー(マイクロフェイザー)による測定方法	160

標準試料データ

クリソタイル標準試料	JAWE111 (2022年2月現在は JAWE1101 という同等のものが販売されている)	166
アモサイト標準試料	JAWE211	171
クロシドライト標準試料	JAWE311	176
クリソタイル標準試料	JAWE121	181
アモサイト標準試料	JAWE221	189
クロシドライト標準試料	JAWE321	197
アンソフィライト標準試料	JAWE411	205
トレモライト標準試料	JAWE511	213
クリソタイル標準試料	UICC A	221
クリソタイル標準試料	UICC B	229
アモサイト標準試料	UICC	237
クロシドライト標準試料	UICC	245
アンソフィライト標準試料	UICC	253
JASFM 標準試料		262

標準試料データ (既存データ)

※当該データは参考資料として掲載しております。

これらについて公益社団法人日本作業環境測定協会様への問い合わせ等をご遠慮ください。

クリソタイル標準試料	JAWE111	263
アモサイト標準試料	JAWE211	269
クロシドライト標準試料	JAWE311	275

分析調査を行う者が遵守すべき法令

1. 分析機関が遵守すべき石綿の労働衛生法令

(1) 禁止規定（安衛法第 55 条、安衛法施行令第 16 条第 1 項）

石綿は、製造・輸入・使用・譲渡・提供が禁止されている。一方で、以下のイ～ハに該当する石綿（以下「石綿分析用試料等」という。）は、その禁止規定から除外されている。

- イ 石綿の分析のための試料の用に供される石綿
- ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿
- ハ イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿

(2) 「石綿分析用試料等」についての使用届などの規定

※石綿分析用試料等とは以下のものをいう。

- ・ X線回折装置による分析の際に用いる標準試料
- ・ 石綿分析機関の品質保証・品質比較や個人の技能評価のための試料
- ・ 顕微鏡観察の際の参照用試料
- ・ 教育用（例：透明の包装に梱包された石綿含有材料を観察するもの、建材の断面をほぐして繊維の有無を観察する実技に使うもの）

○製造・輸入・使用は、労働基準監督署への届出が必要（石綿則第 46 条の 2）

○譲渡・提供時は、石綿粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用するか、確実な包装をする（石綿則第 46 条の 2）

※製造は、届出に加えて、許可も必要。

（安衛法第 56 条、石綿則第 48 条の 2～第 48 条の 4）

※既存の石綿分析用試料等（平成 18 年 9 月より前に国内で製造・国内へ輸入したものは、上記届出は不要。また、建築物等から採取した分析検体も、上記届出は不要。（平成 18 年政令 257 号附則第 2 条第 2 項 ほか）

2. 石綿分析作業に関する健康障害防止措置

事業場（石綿分析機関）において、石綿含有の可能性のある分析検体などを取り扱う際に、以下の通り、様々な措置が事業者には義務付けられている。

基本的な考え方は、石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防するため、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じ、もって、労働者の危険の趣旨に反しない限りで、石綿にばく露される労働者の人数や労働者がばく露される期間・程度を最小限度にするよう努めるこ

とである。

(1) 作業時の措置

- 石綿粉じんを発散する作業では、局所排気装置などを稼働する。(石綿則 第 12 条
ほか、安衛則第 86 条)
- 石綿含有材料の切断・破砕・穿孔・研磨等(以下「切断等」という。)を行う作業では、防じんマスクなど、それぞれの作業に適した呼吸用保護具などを着用する。(石綿則第 14 条)
面体を有する呼吸用保護具は、面体と顔面の隙間から面体内に石綿等を含む粉じんが入り込む危険性があるため、使用に当たっては密着性の良否の確認が必要である。
- 関係者以外の立入禁止、作業場での飲食や喫煙の禁止。(石綿則 第 15, 33 条)
- 除じん装置などの定期自主検査・点検・補修等
(石綿則 第 16 条、石綿則 第 21 条～26 条)
- 休憩室の設置、休憩室前の濡れマットなどの設置(石綿則 第 28 条)
- 清掃の容易な床と清掃の実施(毎日 1 回以上、水洗又は H E P A フィルター付き真空掃除機などにより、作業場の床を清掃すること)(石綿則 第 29, 30 条)
- 洗浄設備の設置(石綿則 第 31 条)
- 運搬・貯蔵時における容器・梱包と表示(分析検体や石綿含有廃棄物などは、運搬・貯蔵時には、石綿が発散しないよう確実に包装したり、容器に入れた上で表示を行うこと)(石綿則 第 32 条)
- 石綿の取扱注意事項などの掲示(石綿則 第 34 条)
- 作業の記録(石綿則 第 35 条)

(2) 作業後の措置

- 作業終了後、保護具、足場、器具、工具などは、作業場外に持ち出す前に、付着物を除去すること。除去は、例えば H E P A フィルタ付き真空掃除機を用いるなど、汚染の程度に応じて適切な方法で行う。(石綿則 第 32 条の 2)
- 加えて、保護具や作業着は、ビニル袋に入れるなど、他の衣服から隔離して保管する。(石綿則 46 条)

(3) 定期的な措置など

- 作業環境測定(石綿則 第 36～39 条)
- 事業者は、石綿等の取扱い等に常時従事する労働者に対し、雇入れ時又は当該業務への配置替えの際及びその後 6 月以内ごとに 1 回、定期的に、石綿健康診断を実施すること。(石綿則 第 40～43 条)